

存在しないと説明するが、三種町文書事務取扱規程（以下「文書事務取扱規程」という。）に基づく事務の遂行が正しくなされていれば存在しなければならない。

- (3) 審査請求人は、条例第5条第1項第4号に規定する、実施機関の事務又は事業に利害関係を有する者として対象公文書の公開請求を行っており、実施機関は、条例の適用を誤っている。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明の趣旨は、本件処分は妥当であるというものである。

2 本件処分の理由

- (1) 実施機関は、平成〇〇年、国文祭〇〇〇〇部門企画委員会の〇〇〇〇〇〇〇であった審査請求人に対し、関係書類やポスター等の送付に使用してもらうことを目的に、郵便切手の配布を行っており、また、平成〇〇年、国文祭事業終了後に、審査請求人から未使用分の郵便切手が返却されている。
- (2) 審査請求人と実施機関の間で行われた郵便切手のやり取りの一部について、実施機関は、切手受払簿（以下「当該切手受払簿」という。）に記録を行った。当該切手受払簿は、国文祭事業に限らず所管する郵便切手等の受払状況を明らかにするために、文書事務取扱規程第25条第6項の規定に基づいて実施機関事務局が作成しているものである。
- (3) 条例第5条第1項第4号の趣旨は、同項第1号から第3号に掲げる者（町内に住所を有する者など）と同程度に実施機関が行う事務又は事業に対して利害関係を有しているものについても、公開請求権を保障するというものである。本件における事務又は事業とは、実施機関が保有する郵便切手等の管理に関する事務であり、その目的は、不正使用や盗難などの事故が無いよう適正な管理に資するこ

とである。この目的からすれば、当該事務に利害関係を有する者とは、郵便切手等の使用や管理によって、自己の権利利益に影響を受け又は受けるおそれがあるものをいうと解すべきである。

- (4) 審査請求人は、実施機関事務局から郵便切手を配布され、国文祭〇〇〇〇関係書類等の郵送に使用し、未使用分を実施機関事務局に返却したものである。そのやり取りの記録は、文書事務取扱規程第26条第6項に規定により残されていなければならないが、実施機関の郵便切手等の管理が、審査請求人に何らかの不利益を与え、あるいはそのおそれがあるというものではないし、管理が適正に行われているか否かなどを調査することに審査請求人が利益を有しているとも思われない。
- (5) 審査請求人と実施機関の間で郵便切手の受渡しが行われたことは事実だが、それだけをもって、条例第5条第1項第4号に規定する利害関係を有しているとまでは判断されず、当該受払簿を非公開とした本件処分は妥当である。

第4 本審査会の判断

本審査会は、本件審査請求について審査した結果、次のように判断する。

1 条例に規定する利害関係の解釈に係る基本的な考え方

- (1) 三種町の情報公開制度は、町民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにすることによって、町民への説明責任を全うするとともに、町民の町政参加の推進及び町政に対する理解と信頼を確保することを目的に設けられたものである（条例第1条）。実施機関は、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重しなければならない（条例第3条）。
- (2) 町は、上記の制度目的を踏まえて、条例第5条第1項各号に掲げるもの（町内に住所を有する者（第1号）、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体（第2号）、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者）及び前3号に掲げるもののほか、町の実施機関が行う事務又は事業に対して利害関係を有するもの（第4号））に対して、公文書の公開を請求する権利を認めている。これは、町

の負うべき説明責任が、町民や町と一定の繋がりのあるものに対するものであるという考えによるものであり、同項第4号に該当すると言えるためには、単に公開請求者が主張するだけでは足りず、客観的に認められるような利害関係が必要だと解される場所である。

しかしながら、条例第5条第1項の規定は、町民（あるいはそれに類するもの）でないものに対するある種の制限であると言える。その解釈及び運用は、条例第1条及び第3条の規定を尊重した上で行われるべきであり、同項第4号の該当性は、個々の事情に鑑みて適切に判断することが求められるものである。

2 条例第5条第1項第4号の該当性

- (1) 審査請求人が公開を求める対象公文書は、国文祭キルト展に関する業務において、実施機関と審査請求人との間でやり取りが行われた郵便切手の記録に関する文書である。したがって、本件において、条例第5条第1項第4号の該当性を判断すべき事務又は事業は、国文祭キルト展部門に関する事務であると判断する。
- (2) 本審査会において、諮問第3号案件の答申を行うに当たって実施機関に聴取り調査を行ったところ、審査請求人が、国文祭キルト展の準備、運営等に相当程度関与していたことが確認された。このことを考慮するに、国文祭実行委員会の事務のうち、キルト展部門の部分に関しては、その事務の執行が適正に行われたか否かについて、同部門の関係者と言える審査請求人には、利害関係が認められる。本件において利害関係を判断すべき事務又は事業が、国文祭キルト展部門に関する事務であることは、上記(1)で検討したとおりであり、本審査会は、審査請求人が、本件公開請求において、条例第5条第1項第4号に規定する利害関係を有していると判断する。

3 対象公文書について

上記2の判断を踏まえ、本審査会は、実施機関が保有している簿冊、使用している共有フォルダ内の電子データを対象に調査を実施し、加えて、実施機関から聴取りを行い、次の事実を認定した。

- (1) 当該切手受払簿は、実施機関の一般会計における事務一般に使用される郵便切手の受払状況を記録した文書であり、平成〇〇年〇月

〇〇日付けで国文祭実行委員会に郵便切手の払出しが行われたことが記録されている。

- (2) 国文祭実行委員会が管轄していた郵便切手について、その管理や受払状況等を記録する文書は、実施機関において作成されていない。

4 結論

- (1) 上記2で検討したとおり、審査請求人は、条例第5条第1項第4号に規定する利害関係を有していると認められるから、これを無いとして非公開決定をした本件処分は、不当である。
- (2) 実施機関が対象公文書を保有しているのであれば、条例第6条各号に規定される非公開情報を除いて公開されるべきだと考えられるが、国文祭実行委員会が購入、使用等した郵便切手について、管理や受払の状況を記録した文書を実施機関が作成していないことは、上記3(2)で認定したとおりである。審査請求人は、文書事務取扱規程を根拠に対象公文書の存在を主張するが、この認定を覆すに足る主張であるとまでは言えず、また、他に存在を認めるに足る事情も見当たらない。
- (3) 以上のことから、本件審査請求に対して、「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

本審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月10日	諮問 実施機関から弁明書收受
平成30年10月11日	審議（平成30年度第5回審査会）
平成30年11月20日	対象公文書の調査、答申の協議 （平成30年度第6回審査会）

平成30年12月21日

答申の検討（平成30年度第7回審査会）

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦